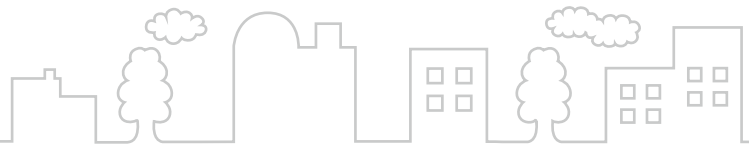


- 費用の記載がないものは、すべて無料です。
- 郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。
- ファクスは、FAX共通と記載されている場合、市役所共通FAX981・5392です。
- 参加時はマスク着用の上、主催者の指示に従ってください。



募集項目	応募資格などの詳細	申込・問合せ
その他 ファミリー・サポート・センター 会員 ①利用会員 ②協力会員 ③両方会員	内容: 子育ての援助を受けたい人・援助できる人が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする「相互援助活動」 対象: ①「子どもを保育園に送迎してほしい」「急な用事で子どもを預かってほしい」など援助を受けたい方②上記の援助を「朝ならできる」「〇曜日はできそう」という方③援助してもらいたいけど、時間があるときは協力もできる方 謝礼金(30分あたり): 平日300円、田・日・祝年末年始400円	直接または電話でよしかわファミリー・サポート・センターへ FAX984・6378 ※会員になるためには入会説明会・協力会員講習会への参加が必要(日程については19ページ参照)

お知らせ

ペットボトルと紙・衣類の5月か6月までの収集回数について

5月から9月までの間は2週間に1回に増えます。地域ごとの収集日はごみカレンダーをご確認の上、排出してください。※雨の日でも収集します。

ペットボトルの排出方法



- キャップとラベルを外してください。
- よくすすいでください。
- つぶしてください。
- 著しく汚れたものは、燃やすごみとして排出してください。
- 中にたばこの吸い殻や注射針などの異物を入れないでください。
- 輪ゴムをつけたまま排出しないでください。

紙・衣類の排出方法

● 紙類は、ひもで十字に縛ってください。※ガムテープで貼り付けたり、ビニール袋は使用しないでください。

● 衣類は、洗濯してから透明または半透明の袋に入れてください。

● 汚れてしまった紙類や衣類は、燃やすごみとして排出してください。

問合せ：環境課 ☎982・969
6 FAX共通

児童福祉週間「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」

子どもや家庭、子どもの健全やかな成長について国民全体で考えることを目的に、国では毎年5月5日のこの日から1週間を「児童福祉週間」と定め、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。

問合せ：子育て支援課 ☎982・9529 FAX共通



固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月6日金に発送

固定資産税は1月1日現在に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。納税通知書が届いたら、所有するすべての土地・家屋が記載されているか(非課税のものを除く)、昨年までに取り壊した家屋が記載されていないかなど確認をお願いします。

問合せ：課税課 ☎982・5115
FAX共通



都市計画の変更案(県決定)を縦覧します

都市計画道路の変更案について、都市計画法第17条に基づき縦覧を行います。都市計画の変更案に対して、縦覧期間中に意見書を提出することができます。なお、都市計画の変更案の作成に当たり皆さまのご意見をお聞きする公聴会を2月14日に開催しまし

た。公聴会の結果については、県ホームページをご覧ください。

都市計画の変更案の縦覧

期間：5月6日(金)～20日(土) (土を除く開庁時間のみ対応)
場所：市都市計画課、越谷市都市計画課、松伏町新市街地整備課、県都市計画課、県越谷県土整備事務所※ホームページでも閲覧可。

内容：越谷市都市計画道路3・3号浦和野田線の変更

意見書の提出

対象：越谷市、吉川市、松伏町に住所を有する方、または利害関係人

提出方法：5月6日(金)から20日(必着)までに、直接または郵送で各縦覧場所へ。なお、県電子申請・届出サービスでも提出可。意見書の様式は、各縦覧場所配布する他、各機関ホームページから取得可。

※直接の場合は、田(土)を除く開庁時間に提出してください。

問合せ：県都市計画課 ☎048・830・5343、越谷市都市計画課 ☎963・9221